

令和 3 年

市議会 3 月定例会議案

(追 加 分)

知 立 市

令和 3 年市議会 3 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
環 境	報告第 3 号	専決処分の報告について（人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
	議案第 3 3 号	令和 2 年度知立市一般会計補正予算（第 1 3 号）
	議案第 3 4 号	令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 2 号）

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 1 号）

（専決処分書別紙）

令和 3 年 3 月 18 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金28,840円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和3年2月8日 午後1時45分頃
 - (2) 発生場所 知立市山屋敷町見社1番地 知立市不燃物処理場内
 - (3) 経 過 派遣契約により派遣された職員が、作業台での分別作業後、後方1m程度離れた小型コンテナにごみを入れようと振り返った際、当該職員の背後を通り抜けようとした相手方の左側頭部にそのごみが当たったもの。
- 3 相手方の損害の程度 頭部の検査費用24,480円、通院交通費60円及び慰謝料4,300円の合計28,840円
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和3年3月1日

知立市長 林 郁 夫

